

鎌ヶ谷市公告第60号

鎌ヶ谷市心身障がい者福祉作業所（友和園・第二友和園）指定管理者の募集

鎌ヶ谷市心身障がい者福祉作業所（友和園・第二友和園）の指定管理者を次のとおり公募しますので、鎌ヶ谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により公告します。

令和8年6月5日

鎌ヶ谷市長 芝田裕美



1 管理を行わせる施設の概要

施設名	友和園	第二友和園
設置の目的	心身障がい者で就職困難な者に対して、社会生活における適応性を高めるよう指導し、その社会的自立を図ることを目的とする。	
所在地	鎌ヶ谷市中央2丁目21番30号	
設置年月日	昭和54年4月1日	平成2年4月1日
敷地面積	792.69㎡（同一敷地）	
建物の構造	木造、亜鉛鋼板葺、2階建	鉄骨造、陸屋根、2階建
延床面積	289.44㎡	330.37㎡
定員	生活介護事業10名 就労継続支援B型事業20名	

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 施設の管理基準

ア 利用時間：午前9時から午後4時30分まで

イ 休所日：日曜日及び土曜日、

国民の祝日に関する法律に規定する休日、

1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(2) 業務の範囲

ア 利用者に対する生活指導（生活介護含む）

イ 利用者への作業の提供及び技術的な指導（就労継続支援含む）

ウ 利用者に対する送迎業務

エ 福祉作業所の利用の許可又は取り消しに関する業務

オ 福祉作業所の維持管理に関する業務

カ 福祉作業所の管理運営に関する光熱水費等の公共料金の支払いに関する業務

キ その他、福祉作業所の目的を達成するための業務

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者の応募資格及び選考基準

(1) 応募資格

心身障がい者の福祉の向上に熱意があり、指定期間中、安定した管理・運営を行うことができ、鎌ヶ谷市又は当市に隣接する市において就労継続支援事業又は生活介護事業のいずれかを3年以上継続して運営している社会福祉法人であること。(個人での応募はできません。)

(2) 選考基準

次の各号に定める選考基準に基づき、鎌ヶ谷市保健福祉施設指定管理者候補者選考委員会において書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。また、必要に応じて面接審査を行います。

- ア 候補者が、利用者それぞれの能力及び適性に応じた指導や支援等を行うことができる経験や専門性を有していること。
- イ 候補者が、福祉作業所を安定的かつ効率的に管理し、福祉作業所の設置目的を最大限に発揮できると認められること。
- ウ その他市長が別に定める基準

5 提出書類

- (1) 鎌ヶ谷市公の施設の指定管理者指定申請書 (別指定様式)
- (2) 社会福祉法人の登記事項証明書
- (3) 社会福祉法人の定款
- (4) 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (5) 申請日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- (6) 申請日の属する事業年度の前年度における財産目録
- (7) 活動実績書 (法人設立時からの主な事業の経緯等)
- (8) 国税、地方税等の納税義務があるものについて滞納がないことを示す書類
- (9) 鎌ヶ谷市福祉作業所に係る事業計画書 (別様式)
- (10) その他市長が必要と認めるもの

6 募集の受付期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)まで

(土曜日、日曜日を除く。)

各日、午前9時から午後4時30分まで

7 応募要項、仕様書の配付

令和8年7月15日(水)から令和8年7月31日(金)に配付します。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (1) 配布場所：鎌ヶ谷市 健康福祉部 障がい福祉課
- (2) 配布時間：午前9時から午後4時30分まで

8 問い合わせ及び応募関係書類の提出先

鎌ヶ谷市 健康福祉部 障がい福祉課

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

電話 047(445)1305

FAX 047(443)2233